

京都市規則の読点の表記を改める規則を公布する。

令和4年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第18号

京都市規則の読点の表記を改める規則

次に掲げる本市の規則において、読点として表記する「、」を「、」に改める。

- (1) この規則の施行の際現に効力を有する規則
- (2) この規則の施行の際現に公布されている規則のうち、いまだ効力を有しない規則

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)